



知的財産の国家戦略について

桑原 洋

総合科学技術会議議員

平成14年4月10日



知的財産情報を活用した研究開発戦略

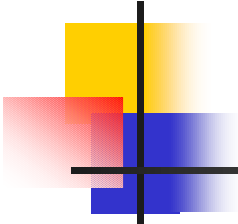
- 国の研究開発戦略策定における特許情報の活用
 - 総合科学技術会議などの政策立案機関と特許庁の連携を強化し、戦略策定、重点領域の設定等に特許マップなどの特許情報を活用すべき
- 研究開発の実施段階における特許情報の活用
 - 基本特許等の事前調査を行い、戦略的な国費投入の判断材料にすべき
 - 研究開発進行中も研究機関が特許情報をリアルタイムでモニターできるように 全特許文献の検索環境の整備等の仕組みを構築



知的財産確保を目指した 研究開発機関の成果管理のあり方

■ 研究開発成果の権利化

- 日本版バイドール条項の各省庁における研究開発へ適用の拡大、グローバルな競争力を考慮した米国並みの制度の導入
- 大学等の研究現場における発明者の定義を明確にすべき(指導教官と学生等との関係等)
- 研究開発成果たる知的財産の機関帰属による一元管理
- 民間の大学への委託研究における成果帰属の改善(研究交流促進法適用でも最大50%の持分)



知的財産確保を目指した 研究開発機関の成果管理のあり方

- 研究開発成果としての知的財産を確保・活用する体制、システムの構築
 - 海外出願を含む特許出願費用の予算の拡充
 - 特許出願・管理体制の強化、柔軟な契約・交渉への対応(ライセンス料等)
 - 有効な特許出願を行うための専門人材の確保
 - TLOの財政基盤の強化
- 研究マテリアル等を含めた知的財産の適正な管理基準の明確化



知的財産訴訟制度の改善について

国際的な産業競争力強化の一環として、知的財産保護の実効性を上げるため、米国制度を参考に知的財産訴訟の使いやすさの向上が必要

< 検討課題の例として >

■ 証拠収集手続きの拡充

- 侵害特定のために必要な場合、被告の営業秘密文書の提出を義務付けるべき
- あわせて、提出された営業秘密文書の秘密性の保護(非公開)を制度化すべき

■ 紛争処理手続きの一本化

- 裁判所において侵害の有無に加えて特許有効性の判断も行うよう制度化すべき